

グリーン調達ガイドライン



改定履歴

Ver.	改訂日	内容
A	2006年6月1日	新規制定

はじめに

近年、地球環境の保全が人類共通の重要課題であるとの認識が企業経営においても重要視されています。

2006年7月1日よりEU（欧州連合）加盟国で、「電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限指令」RoHS指令が施行され、日本、欧州、中国などの各地域で製品含有化学物質の法規制が強化されます。

ダイヤトレンドでは、化学物質の管理を目的に「グリーン調達ガイドライン」に基づいて、グリーン調達を推進しています。「グリーン調達」推進のためには、お取引先のご協力を得た活動が不可欠です。

また、ダイヤトレンドの基本的な調達方針であります「E（環境）、Q（品質）、C（コスト）、D（納期）」に沿って、お取引先の環境保全活動への取組み姿勢も評価させていただき、サプライチェーンに基づく良好なパートナーシップの関係を発展させていくため、ここにグリーン調達ガイドラインを制定致しました。

このグリーン調達ガイドラインに基づいて生産活動における環境取り組みおよび原材料や部品等を評価したうえで調達をさせていただきますので、ご理解の上、ご協力をお願い申し上げます。

目次

1. 目的	1
2. 対象範囲	1
3. 禁止物質非含有部材の受入体制	1
4. 仕入先様へのお願い事項	2
4-1 環境負荷物質の管理	2
5. 均質の考え方	3
5-1 部位の表示例	3
5-2 構成部品ごとの含有量とその計算	3
5-3 含有量データ	3
6. 使用禁止物質	4
7. 管理対象物質	5
8. RoHS指令対象除外	6

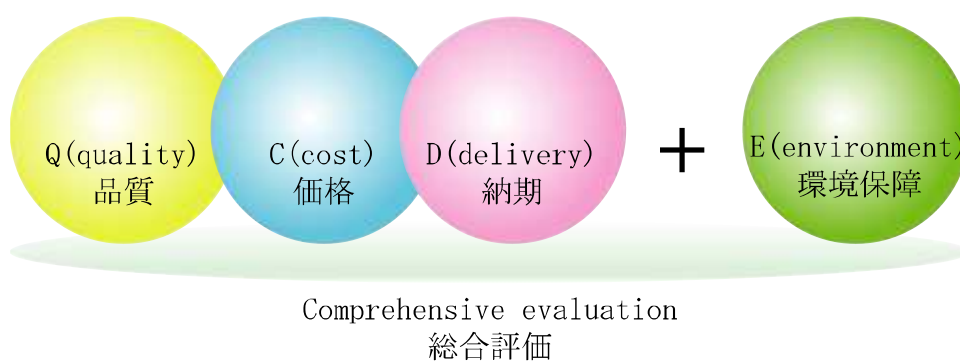
1. 目的

ダイヤトレンドは「グリーン調達ガイドライン」に沿った材料等の購入を行っており、環境負荷の少ない製品の開発・設計を行なうことでお客様に環境に配慮した製品をお届けします。

そのために、従来のQ（品質）、C（価格）、D（納期）にE（環境）を加え、環境への負荷ができるだけ小さい資材・機器類を選定し、優先的に調達します。

また、仕入先様にも当社と同等の基準の順守を求めており、基準が満たされているか継続的な評価を行っております。

環境負荷物質を適正に管理することにより地球環境を保全し、循環型社会を構築することを目的とします。



2. 対象範囲

本ガイドラインは、ダイヤトレンドの製品を構成する原材料、部品、装置、包装材及び設備など、あらゆる調達品に適用します。

3. 禁止物質非含有部材の受入体制

禁止物質を含まない製品を製造して供給するためには、その源流において禁止物質非含有が保証された部材を調達することが必要不可欠です。リスクが高いと判断した部材に関しては、部材を変更する体制を確立しています。

4. 仕入先様へのお願い事項

グリーン調達とは、環境に配慮した企業から環境負荷の少ない部品・材料・副資材を購入することによって実現します。そのために仕入先様に以下のお願いをさせていただきます。

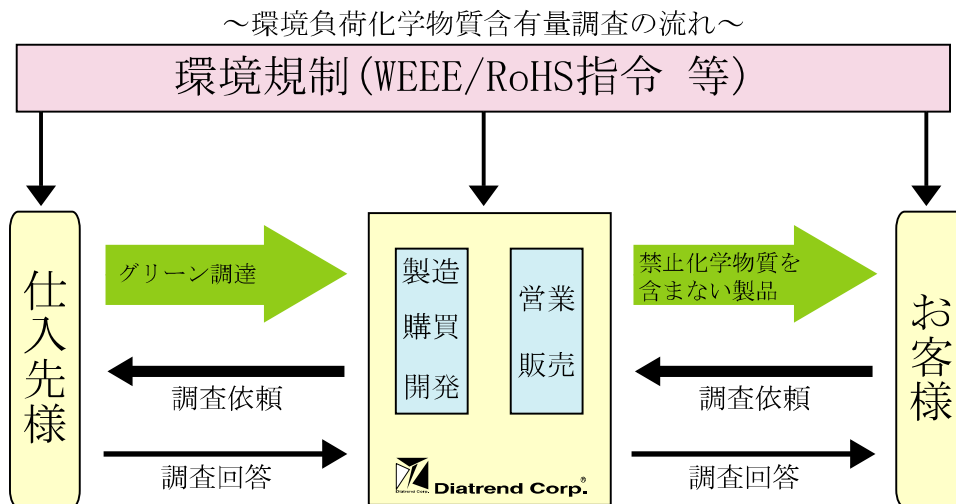
貴社が商社の場合、貴社及び製造メーカーも下記お願い事項の対象とさせていただきます。製造メーカーに関するデータ・書類などの授受は貴社を介して行なわせて頂きますので、宜しくお願い致します。

4-1 環境負荷物質の管理

環境保全への取組みにあたっては、まず環境負荷を数値的、数量的に把握することが必要です。従いまして、仕入先様から購入している部品、材料及び副資材に含まれる環境負荷物質を把握するため、仕入先様にはそれらに含有する化学物質を全て（100%）報告して頂きますようお願い致します。

環境負荷の低減に向け、部品、材料及び副資材への含有を禁止する「使用禁止物質」を指定しております。「使用禁止物質」を含有されないようお願い致します。

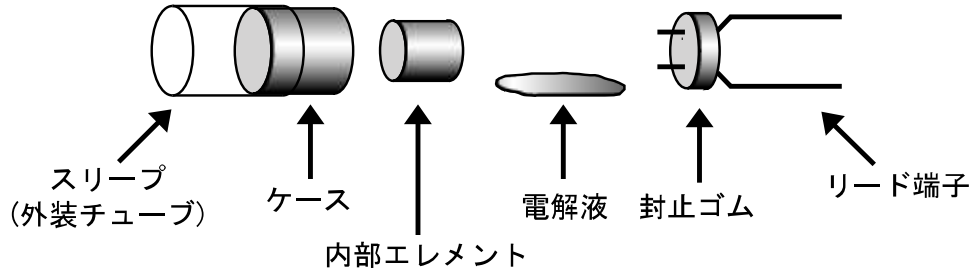
仕入先様で使用されている副資材につきましても、該当物質の禁止・削減に努めて頂くようお願い致します。



5. 均質の考え方

(例) アルミニウム電解コンデンサ 重量3g

5-1 部位の表示例



5-2 構成部品ごとの含有量とその計算

部品	重量	対象物質	含有率	含有量
スリーブ(外装チューブ)	0.3g	ポリ塩化ビニル(PVC)	50.00%	$0.3g \times 0.50 = 150mg$
		フタル酸ジブチル(その他)	40.00%	$0.3g \times 0.40 = 120mg$
		三酸化アンチモン※	10.00%	$0.3g \times 0.10 \times 0.835 = 25mg$
ケース	0.15g	該当物質なし(その他)	100.00%	150mg
内部エレメント	2.0g	アンチモン	1.00%	$2.0g \times 0.01 = 20mg$
		鉛	0.55%	$2.0g \times 0.0055 = 11mg$
		その他	98.45%	$2.0g \times 0.9845 = 1969mg$
電解液	0.3g	該当物質なし(その他)	100.00%	300mg
封止ゴム	0.15g	該当物質なし(その他)	100.00%	150mg
リード端子	0.1g	鉛	9.00%	$0.1g \times 0.09 = 9mg$
		銅	20.00%	$0.1g \times 0.2 = 20mg$
		その他	71.00%	$0.1g \times 0.71 = 71mg$

※三酸化アンチモンは金属化合物なので、金属換算係数0.835を組織割合に掛け、金属アンチモン量を算出する。

5-3 含有量データ

物質郡	含有量	使用部位	使用目的
アンチモン及びその化合物	$25mg + 20mg = 45mg$	スリーブ等	難燃剤
鉛及びその化合物	$11mg + 9mg = 20mg$	リード端子等	はんだめっき
ポリ塩化ビニル(PVC)	150mg	スリーブ	主成分
フタル塩酸エステル類	120mg	スリーブ	可塑剤
銅及びその化合物	20mg	リード端子	主成分

6. 使用禁止物質

表1. 使用禁止物質

物質名	しきい値	関連する主な法規・規制等
ポリ臭化ビフェニル類(P B B類)	1,000ppm 以下の含有であること。	2002/95/EC (EU/RoHS)、(ドイツダイオキシン法令)
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(P B D E類)	1,000ppm 以下の含有であること。	2002/95/EC (EU/RoHS)、76/769/EEC(+2003/11/EC)、(ドイツダイオキシン法令)
ポリ塩化ビフェニル類(P C B類) / ポリ塩化ターフェニル類(P C T類)	1,000ppm 以下の含有であること。 意図的な使用を禁止	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法: 第1種特定化学物質)
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	1,000ppm 以下の含有であること。 意図的な使用を禁止	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法: 第1種特定化学物質)
アスベスト	1,000ppm 以下の含有であること。 意図的な使用を禁止	76/769/EEC (+91/659/EEC)
オゾン層破壊物質	1,000ppm 以下の含有であること。 意図的な使用を禁止	オゾン層保護法、モントリオール議定書、米国1990年大気汚染浄化法第611条、76/769EEC(+94/60/EEC、+97/64/EEC)
ビス(トリブチルスズ) = オキシド (TBTO)	1,000ppm 以下の含有であること。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法: 第1種特定化学物質)
トリブチルスズ類(T B T類) / トリフェニルスズ類(T P T類)	1,000ppm 以下の含有であること。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法: 第2種特定化学物質)
短鎖型塩化パラフィン	1,000ppm 以下の含有であること。 意図的な使用を禁止	76/769/EEC (+2002/45/EC)
カドミウム及びその化合物	100ppm 以下の含有であること。	2002/95/EC (EU/RoHS)
六価クロム化合物	1,000ppm 以下の含有であること。	2002/95/EC (EU/RoHS)
鉛及びその化合物	1,000ppm 以下の含有であること。	2002/95/EC (EU/RoHS)
水銀及びその化合物	1,000ppm 以下の含有であること。	2002/95/EC (EU/RoHS)
アゾ染料・顔料	1,000ppm 以下の含有であること。	76/769/EEC (+2002/61/EC、+2003/3/EC)
放射性物質	1 MBq 以下	原子炉等規制法

7. 管理対象物質

表2. 管理対象物質

大分類	物質名	substance
金属及び金属化合物	アンチモン及びその化合物	Antimony and its compounds
金属及び金属化合物	ヒ素及びその化合物	Arsenic and its compounds
金属及び金属化合物	ベリリウム及びその化合物	Beryllium and its compounds
金属及び金属化合物	ビスマス及びその化合物	Bismuth and its compounds
金属及び金属化合物	ニッケル化合物* 5	Nickel compounds
金属及び金属化合物	セレン及びその化合物	Selenium and its compounds
金属及び金属化合物	マグネシウム	Magnesium
ハロゲン系有機化合物	臭素系難燃剤	Brominated Flame Retardants
その他	フタル酸エステル	Phthalates
貴金属類	銅及びその化合物	Copper and Copper Compounds
貴金属類	金及びその化合物	Gold and Gold Compounds
貴金属類	パラジウム及びその化合物	Palladium and Palladium Compounds
貴金属類	銀及びその化合物	Silver and Silver Compounds

※使用を制限する物質ではありませんが、製品のリサイクル、適正処理での環境負荷も考慮すべき物質で、使用実態の把握を目的としています。また、表2に示す化学物質を含有しているものについては意図的及び非意図的を問わず全て報告する必要があります。

8. RoHS指令対象除外

表3.RoHS指令適用除外

物質名	材料及び部品
水銀(Hg)	ランプ1本あたり5mgを超えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀
	一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを越えない水銀
	・ halophosphate 10mg
	・ triphosphate with normal lifetime 5mg
	・ triphosphate with long lifetime 8mg
	特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
	付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀
鉛(Pb)	陰極線管、電子部品及び蛍光管に含まれる鉛、電子部品のガラスに含まれる鉛
	合金成分として、鋼材に含まれる0.35wt%までの鉛、アルミ材に含まれる0.4wt%までの鉛、及び鋼材の4wt%までの鉛
	高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が、85%を超える錫/鉛ハンダ合金）
	サーバー、ストレージ・アレイ・システムのハンダに含まれる鉛（2010年まで除外）
	スイッチ/シグナル/伝送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置及び通信管理ネットワーク
	電子セラミック部品に含まれる鉛（例、 piezoelectronic・デバイス）
カドミウム(Cd)	危険物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令76/769/EECの改正指令91/338/EECに基づき禁止された用途を除くカドミウム表面処理
6価クロム(Cr6)	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム

この「グリーン調達ガイドライン」は、予告なく改定する場合があります。
最新のグリーン調達ガイドラインにつきましては弊社ホームページを参照願います。